

議 案 第 6 5 号

富士見市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）等の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和4年8月30日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正等に伴い、富士見市手数料条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加える。

(富士見市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 富士見市手数料条例の一部を改正する条例（令和3年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第1条中富士見市手数料条例別表39の項、46の項及び56の項の改正規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年2月20日から施行する。